

公の施設使用料に係る減額及び免除の基準について（令和２年度～）

【施設名及び施設の所在地】

施設名	所在地
伊佐市立学校設置条例第２条に規定する学校（以下「学校」という。）	学校の所在地
伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例第１条に規定する体育施設（以下「体育施設」という。）	体育施設の所在地
菱刈農村公園	伊佐市菱刈前目251番地 1
菱刈農業者トレーニングセンター	伊佐市菱刈前目251番地 1
伊佐市菱刈カヌー競技場	伊佐市菱刈川北2328番地 1
十曾青少年旅行村	伊佐市大口小木原688番地
楠本川溪流自然公園	伊佐市菱刈田中1413番地 9
伊佐市都市公園条例第３条に規定する都市公園	伊佐市都市公園条例第３条に規定する都市公園の所在地
伊佐市一般公園条例第３条に規定する一般公園	伊佐市一般公園条例第３条に規定する一般公園の所在地
山野鉄道記念公園	伊佐市大口小木原875番地 2
菱刈農畜産物処理加工施設	伊佐市菱刈南浦308番地
大口生活改善センター	伊佐市大口鳥巣361番地の 2
菱刈生活改善センター	伊佐市菱刈南浦308番地
布計地区多目的集会施設	伊佐市大口山野3195番地 1
西太良地区コミュニティセンター	伊佐市大口曾木3164番地 2
山野基幹集落センター	伊佐市大口山野5156番地
羽月地区公民館	伊佐市大口下殿556番地
田中校区集会施設	伊佐市菱刈重留1214番地
湯之尾校区集会施設	伊佐市菱刈川北2146番地21
本城校区集会施設	伊佐市菱刈南浦3470番地 1
伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣305番地
菱刈環境改善センター	伊佐市菱刈前目251番地 1
菱刈野外音楽堂	伊佐市菱刈前目251番地 1
山野西文化交流館	伊佐市大口小川内573番地99
元町青少年会館	伊佐市大口元町 5 番地 5
伊佐市青少年センターの設置及び管理に関する条例第１条に規定する青少年センター（以下「伊佐市青少年センター」という。）	伊佐市青少年センターの所在地
羽月西青少年センター	伊佐市大口田代277番地10
牛尾青少年センター	伊佐市大口牛尾298番地 1
大口ふれあいセンター	伊佐市大口里2845番地 2
菱刈ふるさといきがいセンター	伊佐市菱刈前目2019番地 1
伊佐市総合交流拠点施設	伊佐市大口下殿1678番地10
大口元気こころ館	伊佐市大口里3054番地 1
菱刈総合保健福祉センター	伊佐市菱刈前目711番地 1
大口温泉高熊荘	伊佐市大口木ノ氏1278番地12

【減免の基準と減免適用施設、減免率】

市が主催又は共催する行事等に使用する場合	
《減免率》	100%（全額免除）
《適用施設》	・全施設

市内のコミュニティ協議会及び自治会等がコミュニティ活動に使用する場合	
《減免率》	100%（全額免除）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・体育施設 ・菱刈農村公園 ・菱刈農業者トレーニングセンター ・伊佐市菱刈カヌー競技場 ・布計地区多目的集会施設 ・西太良地区コミュニティセンター ・山野基幹集落センター ・羽月地区公民館 ・田中校区集会施設 ・湯之尾校区集会施設 ・本城校区集会施設 ・伊佐市文化会館 ・菱刈環境改善センター ・菱刈野外音楽堂 ・山野西文化交流館 ・元町青少年会館 ・伊佐市青少年センター ・羽月西青少年センター ・牛尾青少年センター ・大口ふれあいセンター ・菱刈ふるさといきがいセンター ・伊佐市総合交流拠点施設 ・大口元気こころ館 ・菱刈総合保健福祉センター ・大口温泉高熊荘

市内の教育機関（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校）が教育又は保育活動のために使用する場合	
《減免率》	100%（全額免除）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・体育施設 ・菱刈農村公園 ・菱刈農業者トレーニングセンター ・伊佐市菱刈カヌー競技場 ・十曾青少年旅行村 ・楠本川溪流自然公園 ・山野鉄道記念公園 ・菱刈農畜産物処理加工施設 ・大口生活改善センター ・菱刈生活改善センター ・布計地区多目的集会施設 ・西太良地区コミュニティセンター ・山野基幹集落センター ・羽月地区公民館 ・田中校区集会施設 ・湯之尾校区集会施設 ・本城校区集会施設 ・伊佐市文化会館 ・菱刈環境改善センター ・菱刈野外音楽堂 ・山野西文化交流館 ・元町青少年会館 ・伊佐市青少年センター ・羽月西青少年センター ・牛尾青少年センター ・大口ふれあいセンター ・菱刈ふるさといきがいセンター ・伊佐市総合交流拠点施設 ・菱刈総合保健福祉センター

市内の高等学校及び専門学校等が教育活動のために使用する場合	
《減 免 率》	100%（全額免除）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設 ・ 湯之尾校区集会施設 ・ 菱刈農村公園 ・ 本城校区集会施設 ・ 菱刈農業者トレーニングセンター ・ 伊佐市文化会館 ・ 伊佐市菱刈カヌー競技場 ・ 菱刈環境改善センター ・ 十曾青少年旅行村 ・ 菱刈野外音楽堂 ・ 楠本川溪流自然公園 ・ 山野西文化交流館 ・ 山野鉄道記念公園 ・ 元町青少年会館 ・ 菱刈農畜産物処理加工施設 ・ 伊佐市青少年センター ・ 大口生活改善センター ・ 羽月西青少年センター ・ 菱刈生活改善センター ・ 牛尾青少年センター ・ 布計地区多目的集会施設 ・ 大口ふれあいセンター ・ 西太良地区コミュニティセンター ・ 菱刈ふるさといきがいセンター ・ 山野基幹集落センター ・ 伊佐市総合交流拠点施設 ・ 羽月地区公民館 ・ 菱刈総合保健福祉センター ・ 田中校区集会施設

市内のスポーツ少年団、子ども会、PTA組織その他中学生以下の団体が教育目的のために使用する場合	
《減 免 率》	100%（全額免除）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校 ・ 菱刈野外音楽堂 ・ 伊佐市菱刈カヌー競技場 ・ 山野西文化交流館 ・ 布計地区多目的集会施設 ・ 元町青少年会館 ・ 西太良地区コミュニティセンター ・ 伊佐市青少年センター ・ 山野基幹集落センター ・ 羽月西青少年センター ・ 羽月地区公民館 ・ 牛尾青少年センター ・ 田中校区集会施設 ・ 大口ふれあいセンター ・ 湯之尾校区集会施設 ・ 菱刈ふるさといきがいセンター ・ 本城校区集会施設 ・ 伊佐市総合交流拠点施設 ・ 伊佐市文化会館 ・ 菱刈総合保健福祉センター ・ 菱刈環境改善センター

市内に居住する高齢者で構成される団体が使用する場合	
《減 免 率》	100%（全額免除）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 布計地区多目的集会施設 ・ 元町青少年会館 ・ 西太良地区コミュニティセンター ・ 伊佐市青少年センター ・ 山野基幹集落センター ・ 羽月西青少年センター ・ 羽月地区公民館 ・ 牛尾青少年センター ・ 田中校区集会施設 ・ 大口ふれあいセンター ・ 湯之尾校区集会施設 ・ 菱刈ふるさといきがいセンター ・ 本城校区集会施設 ・ 菱刈総合保健福祉センター

市内に居住する障がい者等で構成される団体が使用する場合	
《減免率》	100%（全額免除）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設 ・ 菱刈農村公園 ・ 菱刈農業者トレーニングセンター ・ 伊佐市菱刈カヌー競技場 ・ 十曾青少年旅行村 ・ 楠本川溪流自然公園 ・ 伊佐市文化会館 ・ 菱刈環境改善センター ・ 菱刈野外音楽堂 ・ 大口ふれあいセンター ・ 菱刈ふるさといきがいセンター ・ 伊佐市総合交流拠点施設 ・ 菱刈総合保健福祉センター

施設の管理団体がその施設の目的で行う行事や会合等で使用する場合	
《減免率》	100%（全額免除）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楠本川溪流自然公園 ・ 西太良地区コミュニティセンター ・ 山野基幹集落センター ・ 羽月地区公民館 ・ 田中校区集会施設 ・ 湯之尾校区集会施設 ・ 本城校区集会施設 ・ 羽月西青少年センター ・ 牛尾青少年センター

市内の農林水産業団体及び商工団体が産業振興を目的とした活動に使用する場合	
《減免率》	50%（半額）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菱刈農畜産物処理加工施設 ・ 大口生活改善センター ・ 菱刈生活改善センター ・ 菱刈環境改善センター ・ 大口ふれあいセンター

市体育協会又は同協会の加盟団体が主催する大会等に使用する場合	
《減免率》	50%（半額）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校 ・ 体育施設 ・ 菱刈農村公園 ・ 菱刈農業者トレーニングセンター ・ 伊佐市菱刈カヌー競技場

市内の伝統芸能、芸術文化に関する団体がその活動成果の発表又は展示に使用する場合	
《減免率》	50%（半額）
《適用施設》	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊佐市文化会館 ・ 菱刈環境改善センター ・ 菱刈野外音楽堂 ・ 大口ふれあいセンター ・ 菱刈ふるさといきがいセンター

その他公益性が高く、市長が減免することが適当と認める場合	
《減免率》	100%（全額免除）又は50%（半額）
《適用施設》	・ 全施設